

## 使用済核燃料再処理工場離島設置案の歴史的背景に関する一考察

徳之島設置案「MA-T計画」を中心として

樫本喜一\*

### はじめに

本稿は、筆者が研究代表を務める科学研究費助成事業・基盤研究(C)、テーマ「1970年代後半の核燃料再処理工場立地計画と地域反対闘争の実証的解明」に関する中間報告である。日本における初期の使用済核燃料再処理工場立地政策を、米国の核戦略などに関連する世界史的な背景の中に位置付け、その全体的な構図を描き出す試みを行った。

研究の端緒となった奄美群島徳之島における使用済核燃料再処理工場(以下、再処理工場)設置問題の調査を開始した段階では、「離島に大規模再処理工場設置が計画された技術的・政策的な根拠」が明確ではなかった<sup>1</sup>。調査を進めるうち、日本一国の核燃料サイクル政策のみで考えるのではなく、より大きな視点で捉えないと、このような案が一時的であれ計画された理由は把握できないと分かった。再処理工場離島設置案は、琉球弧の歴史的背景、冷戦構造、東アジアの核問題、米国の核不拡散戦略の変化、太平洋諸島国家群の成立等々の世界的要因に規定された大きな見取り図の一ピースを構成すると考えた場合、整合的である。

1970年代から80年代初頭にかけての、使用済核燃料の再処理を含む日本の核燃料サイクル政策に関しては、米国の核不拡散政策による商業再処理放棄の方針に対抗して日本は独自路線を維持することに成功した、という流れで語られる<sup>2</sup>。これとは別に、80年代初頭の太平洋島嶼国家の低レベル放射性廃棄物海洋投棄反対、パラオの反核憲法制定など、反核平和運動の文脈で語られる出来事がある。これら複数の問題が、徳之島のMA-T計画(再処理工場立地が同島に計画された際のコードネーム)に代表される再処理工場離島設置案の存在によって接合される。このような見立てである。

但し、調査すべき事実関係が膨大かつ閲覧が困難な関連資料もあるため、以下で指摘する内容は、今後の調査を進める上での指針・作業仮説となる。新資

---

\* 大阪府立大学人間社会学部客員研究員。

<sup>1</sup> 樫本(2011), p.244.

<sup>2</sup> 吉岡(2011), pp.172-77.

料の発見などで、修正を加える必要が生じる可能性は存在する。

## 1 再処理工場離島設置案の誕生

本節では、日本において再処理工場離島設置案が発生した状況について説明する。

原子力平和利用開始期<sup>3</sup>、1970年代に入るまでは、人口の多い都市部でも「技術的」には原子力発電所（以下、原発）が建設不可能ではないと考えられていた。反対に、使用済核燃料の再処理施設は、原子力平和利用最初期においても実験施設レベルですら都市立地は不可能と考えられていた<sup>4</sup>。

1969（昭和44）年に策定された新日本全国総合開発計画、略称「新全総」は、戦後日本のグランドデザインの代表例である。その中の原子力発電の項目は、次のように書かれており、はっきりと原発の都市接近が謳われている。

原子力発電は、大量の冷却水の需要と公害に対する配慮から、現状では海岸線に近い比較的僻地に立地しているが、今後はたんに発送電の役割を果たすだけでなく、…化学プロセス等へのエネルギー活用の方途が開かれることのほか、機器の安全性の実績増加につれて、原子力発電所の立地地点はしだいに都市接近が可能になるものと予想される<sup>5</sup>。

一方、同じ資料の別の箇所、地理的な不利を抱えるとされる離島の開発に関して説明する項目では、次のように書かれ、先の原子力発電の項目とは矛盾している。

離島は、沿岸漁業を主体とした水産資源、園芸、畜産を主体とした農業、林産資源、原子力発電、原油輸入基地、さらに恵まれた自然環境を利用する観光など、新たな開発の可能性に富む島しょ（ママ）を多くかかえている<sup>6</sup>。

離島に原発を立地することは、電力需要地への送電が困難なほか、様々なデメリットが予想されるので、現実的ではない開発計画である。おそらく、後者で書かれた「原子力発電」とは、再処理工場などの核燃料サイクル施設を婉曲に表現したのではないかと考えられる。後に再処理工場立地計画の存在が明らか

<sup>3</sup> 歴史的な経緯を踏まえ、かつ史料的な整合性も鑑み、本稿では「原子力平和利用」という用語をそのまま使用する。

<sup>4</sup> 樫本（2011）, p.239.

<sup>5</sup> 下河辺編（1971）, p.553.

<sup>6</sup> 同上, p.125.

かとなる北海道の奥尻島では、1975（昭和 50）年 12 月の段階において、原発の建設計画が存在すると新聞報道された。このような情報の混乱は、新全総の文言にみられる婉曲的な表現によって引き起こされた可能性がある。

新全総策定と同時期、原子力平和利用先進地である茨城県に計画された、比較的小規模の東海村再処理工場でも根強い反対があった。国土開発計画策定者にとって、放射性物質による環境汚染が厳しくなると予想される大型再処理工場は、原子力利用開始当初から、反対する人口の少ない離島へ立地すべきだと考えた。そのようにみるのが妥当であろう。この場合、原発と違って送電網への接続を考慮する必要もない（再処理工場用の発電設備は必要である）。

先述の新全総の資料には、離島の項目中、引き続き次のように書かれた箇所がある。「無人島であるか、今後完全放棄する島であっても、立地条件によって、原子力発電所、原油輸入基地、観光などに適している島は、この面での再開発を考えるべき」だと<sup>7</sup>。大規模な再処理商業プラントの建設計画立案直前に策定された新全総から読み取れるのは、中央官庁の政策立案担当者にとって、たとえ代々住み続ける住民がいるとしても、一部の離島は、最悪の場合、放棄可能な土地だということである。

再処理工場離島設置案は、日本の政策担当者の視野に当初の段階から存在したといえよう。

## 2 アジア地域の核機微技術拡散状況と多国間使用済核燃料再処理・貯蔵構想

1974 年 5 月、インドが最初の核実験を行なった。カナダ、米国から提供された原子力平和利用技術・関連物質を用いて核爆発装置の製造にこぎつけた。これに衝撃を受けたカナダや米国など原子力供給国グループは危機感を募らせ、機微技術の移転に注意を払うこととなった。機微技術の最たるものが、使用済核燃料の再処理技術である。奇しくもこのインドの核実験実施は、MA-T 計画など日本の再処理工場離島立地案が調査開始された時と重なる。

米国が核・原子力政策の大幅見直しに着手したのは、1977 年 1 月のカーター政権成立以後である。商業規模の再処理および高速増殖炉を利用する核燃料サイクル開発を放棄した。一方、それ以前のフォード政権時には、多国間共同核燃料再処理センター設置構想が存在していた。日本を含む東アジア一帯の原子力発電所から出る使用済核燃料を太平洋上の一島に集めて、その一か所で再処理を行なうという構想である。日本は東海村の再処理工場が稼動を控え、韓国も再処理を希望していた。多国間再処理センター構想が存在した背景は、カーター政権ほど徹底していないが、再処理技術のこれ以上の拡散を米国が望まな

---

<sup>7</sup> 同上, p.127.

かったという理由が考えられる。そしてこの時、米国政府が多国間再処理センターを「九州と沖縄のあいだの島（奄美群島）に設置するよう要請してきた」、という情報が存在する。

上記は、『新地平』第50号記念特大号の166頁、「奄美巨大エネルギー基地化計画を撃つ」と題した記事中の情報である。この記事の執筆者は関東奄美青年部とあるが、個人名の記載はない。関東奄美青年部は、関東在住の奄美群島出身者によって構成され、奄美大島の石油基地建設反対運動などの活動を行っていた。詳細は別稿にゆずるが、関東奄美青年部の情報源の確度は高い。そもそも、極秘であった徳之島のMA-T計画の存在を探り当てたのは、この関係者である。米国の要請という話は、『ミクロネシア・サポート・コミティー・ブレティン』（ママ）のレポートで述べられた情報とある。現在確認中で元になった情報の出所が不明であるが、米国が奄美群島（おそらく徳之島）への立地を要請してきた理由は、おおよそ推測できる。

当時、日本の第二再処理工場<sup>8</sup>の立地場所には、第一節でも述べたように離島が検討されていた。技術的に可能性があるという段階でしかなかったが、その中で具体的な名が挙がっていたのは、奄美群島の徳之島と北海道の奥尻島である。だが、米ソ冷戦期のことでもあり、「最前線」になるかもしれない奥尻島に再処理工場を立地することは、防衛上の問題が生じるので、避けるべきと考えるのは当然だった。消去法として、徳之島のMA-T計画が米国からも要請されたとみるのは妥当であろう。

徳之島のMA-T計画が極秘報告書として取りまとめられたのは、1975（昭和50）年3月のことである<sup>9</sup>。1976（昭和51）年10月に、カーター大統領候補との対抗上、フォード政権は商業再処理延期の方針を打ち出している<sup>10</sup>。それゆえ、米国政府が多国間再処理センターの徳之島立地を打診したのは、（もしあったとしても）ごく短い期間であっただろう。またこの時期にMA-T計画の存在が発覚し、現地の徳之島では、住民による強力な反対運動が短期間で盛り上がったことは以前の論考で考察を加えた。

1977（昭和52）年1月成立のカーター政権は、先に触れたように米国の核燃料サイクル政策を転換させただけにとどまらず、同盟国にも同調を求めた。日米原子力協定により、日本は自国の再処理に米国の同意が必要であった。再処理と高速増殖炉による核燃料サイクルの実用化に固執する日本との間で、日米再処理交渉が開始された。当初、議題の中心となったのは、東海村再処理プラントの稼動についてである。

<sup>8</sup> 当時の日本における原子力分野の用語で、東海村再処理工場の次に計画された本格的な商業再処理工場のこと。

<sup>9</sup> 樫本（2011）, p.240.

<sup>10</sup> 伊原（1984）, p.113.

同じ年の10月にはINFCE（国際核燃料サイクル評価）がはじまった。この会議開催を主張した米国の思惑は、ここで使用済核燃料再処理を中核に据えた核燃料サイクル路線の技術的な問題と経済性の課題を明らかにし、それを踏まえて再処理の規制強化を図ることである。INFCE参加国の中では、再処理路線をめざす日本や西独、他国分の再処理を商業化ベースで引き受けようとする英仏、これらの国々と米国との間で対立が生まれた。

INFCE開始と同じ時期、米国エネルギー省の委託を受けた「太平洋ベースン計画」の研究が始まる。この計画の内容は、使用済核燃料を当面再処理せず、東アジア各国で発生した分をミクロネシアの一島で集中管理・保管する構想である。米国の強い意向で、日本は自国分以外の貯蔵を条件に研究参加することを求められた。

それから一年後の1978（昭和53）年半ばには、東アジア地域の使用済核燃料を、再処理を行う日本で集中貯蔵する可能性を米国が暗に要請してきたとされる。日本国内発生の使用済核燃料を英仏へ再処理委託することを認める代わりである。この時期、東海村再処理工場の運用が軌道に乗らず、第二再処理工場の目処も立たず、日本の原発から出た使用済核燃料は英仏に再処理委託せざるを得なくなった（全量再処理を建前としているため）。米国から提供される核燃料は移動にも認可が必要である。そこを突かれる格好となった。INFCE提出の米国のレポート「使用済燃料の管理に関する制度的、国際的側面」について、業界誌が分析を加えた結果、以上のような観測がなされている<sup>11</sup>。

フォード政権後半からカーター政権に至るまで、米国の核燃料サイクルに関する（核不拡散）政策の主眼となっていたのは、再処理するしないにかかわらず、東アジア地域で発生した使用済核燃料を、どこか一ヶ所、できれば隔離された場所で管理したいという意思である。第二再処理工場立地場所選定を含め、日本の核燃料サイクル政策はこの期間、米国のこうした意向に影響されていた。再処理工場離島設置案の背後には、以上に述べたような日米間の再処理を巡る国際政治力学が窺える。

しかし、自らの意思とは係わりなく核・原子力政策に関してその名が取りざたされる太平洋の島々の住民は、この状況に黙ってはいなかった。

### 3 再処理工場離島設置案の終焉

1979（昭和54）年3月、米国のスリーマイル島原発で、それまで原子力関係者の間ではありえないといわれていた過酷事故が発生する。同じ時期、米国信託統治領のパラオで非核地帯宣言がなされ、同年7月には非核憲法草案批准を

<sup>11</sup> 『原通』第2338号，昭和53年11月20日。

住民投票で可決する。米国の介入などがあったものの、翌年の再投票でも非核憲法賛成が多数を占めた。

パラオでは米国原子力潜水艦の基地建設問題が大きかったが<sup>12</sup>、ミクロネシア全域では日本の放射性廃棄物海洋投棄計画に対しても重大な関心が集まっていた。当時、日本国内で発生した低レベル放射性廃棄物を小笠原諸島沖の深海へ投棄することが真剣に考慮されていたのである。1980（昭和55）年5月にハワイ・オアフ島で開催された非核太平洋国際会議でテーマとなったのは、民事、軍事を問わない太平洋の非核化であった。この問題解決のためにも太平洋島嶼国家の独立が欠かせないことが理解され、次回からの会議名称は非核太平洋独立会議となった<sup>13</sup>。

アジア・太平洋戦争終了までは、ミクロネシア一帯の太平洋諸島は日本の委任統治領だった。日本の敗戦後は米国の信託統治に移行した。戦時中にも日米間の戦闘に巻き込まれて現地住民に被害が出たが、戦後、米国の核実験場とされた地域では、人々は深刻な健康被害その他の苦しみを受けることとなった。このような歴史を背負った場所に近い海域に、今度は日本政府が放射性廃棄物の投棄を企図した。同じく、米国によって研究が始まった「太平洋ベースン計画」では、住民の意向とは無関係に多国間使用済核燃料の集中貯蔵が企図されている。貯蔵とは言いつつ、なし崩し的に高レベル放射性廃棄物（＝使用済核燃料）の最終処分場になる可能性もある。両方とも原子力平和利用からの利益を全く得ていない太平洋上の島々に負担のみを負わせる構図である。この時期、太平洋諸島の人々がいっせいに怒りの声を上げたのも無理はない。

米国にとって、ミクロネシアも日本の琉球弧・南西諸島も、太平洋上の拠点として同質である。利用価値に対しフラットな視線で捉えている。米軍基地問題がその典型であろう。放射性廃棄物海洋投棄を計画し、第二再処理工場離島設置案を考慮していた日本政府も、これら地域・島々に向けた視線は米国と変わらない。次に述べるように、この時期、南西諸島に次々と再処理工場設置案の存在が明らかとなる。奄美群島で石油基地反対・MA-T計画反対の運動を闘っていた人の中には、このような日米両政府の思惑を肌で感じ、ミクロネシアの人々との共闘を模索する動きが存在した。彼らは、放射性廃棄物海洋投棄に反対して立ち上がったミクロネシアの人々に引き替え、「琉球（弧）の漁民はなぜ黙っているのか。琉球の漁民はなぜ立ち上がれないのか。黒潮の中で漁をし、そこでとれた魚を食わされている日本人は、なぜ怒らないのか」と憤りの声を

---

<sup>12</sup> この原潜基地建設は、ベトナム戦争敗北後、米国対共産圏封じ込め戦略の前線整理の一環といわれる。

<sup>13</sup> 原水爆禁止日本国民会議編（2002）, p.218.

上げた<sup>14</sup>。

1979（昭和 54）年 12 月 3 日、第二再処理工場の民間運営母体となる日本原燃サービス社長に九州電力副社長の後藤清氏が内定したという情報と共に、再処理工場は徳之島が有力という新聞報道があった（同日付朝日新聞）。これ以後、現地徳之島では、警戒態勢が整っていたこともあり、素早く強力な反対運動が再燃する。1980（昭和 55）年 8 月 25 日、今度は沖縄県八重山諸島西表島に再処理工場立地計画が存在すると報道される（同日付朝日新聞）。計画そのものは、報道以前から調査されており、同年 3 月の竹富町議会で既に問題視されていた。ここでも大きな反発が巻き起こった。この他、奄美大島に隣接する加計呂麻島、本土に近い鹿児島県大隈諸島の馬毛島など、次々と南西諸島に再処理工場立地計画が存在することが明らかとなる<sup>15</sup>。しかし、これらの計画には、沖縄、奄美の歴史性に裏打ちされた非常に強い反発があり、程無く第二再処理工場離島設置案自体が放棄されるに至った模様である<sup>16</sup>。

業界誌の取材によると、再処理事業関係者の見方で「離島については、再処理工場の規模、将来の燃料加工や廃棄物処理事業を含む産業底辺の広がりや 1000 人は下らない従業員および従業員家族 2～3000 人を考えた場合、離島にこれら産業と人員を“閉じ込める”ことは不可能かつ適当でないとの判断」があつて、本土沿岸の半島部分に候補地が絞られた、とされる<sup>17</sup>。しかし、離島設置案のこういった問題点は、もとより認識されてしかるべき事項である。今さら分かりきった理由をあげつらい、それまで長期間こだわり続けた離島案を否定する意図は判然としない。結局これは、反対する人口の少ない離島であれば住民に嫌がられる大規模再処理工場であっても立地可能だと甘くみて、強烈なしっぺ返しを食らった挙げ句の方針転換について、核燃料サイクル施設立地促進側が洩らした負け惜しみではないだろうか。

ミクロネシア各島嶼も 1980 年代に入り順次実質的な独立を得た。現時点でこれらの島々に多国間使用済核燃料の集中貯蔵は行なわれていない。放射性廃棄物の海洋投棄についても、ロンドン条約締約国会議に問題が持ち込まれ、1983（昭和 58）年の第 7 回会議で放射性廃棄物の海洋投棄は一切認めないとの決議がなされて、日本の海洋投棄計画は行き詰った<sup>18</sup>。

つまり、沖縄・奄美とミクロネシアの人々の上げた声が日米両国の思惑を挫き、

<sup>14</sup> 『えだてく』最終号, 1981 年 6 月刊, p.24.

<sup>15</sup> しかし、この時期に明らかとなった計画には、報告書が存在する MA-T 計画発覚時ほどの具体的な証拠がなく、本命の本土沿岸部立地案に対するカムフラージュの可能性が高い。

<sup>16</sup> 北海道奥尻島立地案は、当時の奥尻町議会関係者の証言によると、この件に関して中央の政治家が動いておらず、地元で誘致活動はあったものの実現の見込みはなかった、とのことである。

<sup>17</sup> 『原通』第 2461 号, 昭和 56 年 8 月 10 日。

<sup>18</sup> 吉岡（2011）, p.195.

太平洋上に放射性物質がとめどなく集積されてしまうことを防いだのである<sup>19</sup>。

## おわりに

1981（昭和 56）年半ばに第二再処理工場の離島設置案が放棄された後、立地候補地は九州沿岸部が有力とされた。翌年 9 月 12 日、長崎県平戸市（平戸島）に再処理工場立地の計画があると新聞報道される（同日付長崎新聞）。しかし、同年末までに平戸市長の再処理工場誘致拒否表明で計画は再び行き詰まった。この後、以前から根強い噂があった青森県下北半島へ第二再処理工場立地計画は本格的に移行する。

1983（昭和 58）年、再処理事業主体の日本原燃サービスから関電出身の取締役が更迭された。理由は、度重なる南日本の再処理工場立地工作失敗のためだとされる。再処理工場は北日本に一つ、南日本に一つそれぞれ候補地をみつける予定であった。北日本は東電の責任で、南日本は九電・関電グループの責任で選定する手はずである。しかし、南日本は離島も沿岸部も手詰まりとなった。更迭された関電出身取締役の後任には東電出身の人物が就いた。その結果、第二再処理工場の立地工作は北日本・下北半島へ一本化されたのである<sup>20</sup>。翌年初頭には、青森県六ヶ所村が第二再処理工場候補地の本命という報道が出ることになった。

離島案が放棄され、本土沿岸部に候補地が求められはじめた時期は、ちょうど米国の政権がカーター大統領からレーガン大統領に交代した頃である。核不拡散上、取り扱いが厄介な使用済核燃料の集中的管理を前政権ほど重視しなくなったのであろう。米国の核・原子力政策の転換が、日本の再処理工場候補地選定に再び影響を与えた可能性は排除できない。

徳之島現地でMA-T計画反対運動を闘い抜いた、死の灰から生命を守る伊仙町民会議の議長、故吉岡良憲氏は、第二再処理工場の六ヶ所村立地が有力になった際、次のような勝利宣言を出して反対運動を総括したとされる。終わりのなき闘いを終わる、である<sup>21</sup>。この言葉には、闘いの場所が下北半島の六ヶ所村に移っただけで、むなしさだけが残る、という感慨が込められていた。

徳之島の闘いが終わってから約 20 年を経た 2006（平成 18）年 8 月、突如として奄美大島宇検村で高レベル放射性廃棄物の最終処分場誘致騒ぎが発生した。この騒ぎは、住民の大反対にあって事態が拡大する前に終息した。宇検村は、MA-T計画反対運動当時、石油基地建設反対運動が闘われていた場所である。

<sup>19</sup> 残念ながら、福島原子力発電所事故により太平洋の放射性物質汚染が広がってしまった。

<sup>20</sup> 伊原（1984）, p.269.

<sup>21</sup> これらの内容は奄美市在住の藺博明氏の証言による。



まだ、奄美群島の闘いは終わっていなかったのである。そして今度は、原子力問題ではないが、2010（平成22）年に徳之島で在日米軍普天間基地移設問題が起こった。ここ徳之島の場合も、MA-T計画反対運動を凌ぐ全島民を挙げての反対運動が発生した結果、移設計画は撤回された。一度、なにかの迷惑施設立地で狙われた場所は、手を変え、品を変え、何度も繰り返し狙われることとなる。奄美群島はその典型である。

顧みると、離島などに注がれる政策立案担当者の視線は、新全総の時代（あるいは戦前）からほとんど変化していない。この事実にはあきれるばかりである。だが、個々の政策を立案した担当者個人を単純に責めるだけでは、事の本質を捉えきれないだろう。実際、彼らの見方を再生産しているのは、何が原因であるのかが問われなければならない。おそらく本当の「敵」は、このような問題に対する、国民大多数の無関心ではないだろうか。

## 謝辞

本研究は独立行政法人日本学術振興会・科研費 23530673 の助成を受けたものです。

## 資料・文献一覧

- 関東奄美青年部（1978）「奄美巨大エネルギー基地化計画を撃つ」『新地平』第50号、新地平社
- 反公害宇検村青年部（1981）『えだてく』最終号、えだてく編集委員会
- 檜本喜一（2011）「徳之島の核燃料再処理工場立地計画と住民による反対運動の形成過程について」『人間社会学研究集録』第6号、大阪府立大学
- 下河辺淳編（1971）『資料・新日本全国総合開発計画』至誠堂
- 伊原辰郎（1984）『原子力王国の黄昏』日本評論社
- 原水爆禁止日本国民会議編（2002）『開かれた「パンドラの箱」と核廃絶へのたたかい』七つ森書館
- 吉岡斉（2011）『新版・原子力の社会史』朝日新聞出版  
『原通』各号、株式会社原通（国立国会図書館所蔵）